



熊本県公報

号外 第19号
令和6年(2024年)
3月25日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

○熊本県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地方自治法第100条第15項の規定による議長への報告を書面又は電磁的記録をもってする場合の方法を定めることとした。(第12条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第11条-第15条関係)
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第22号

熊本県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
熊本県政務活動費の交付に関する条例(平成21年熊本県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「次条に規定する」を「次条第1項又は第2項の規定により」に、「報告書の提出期間」を「状況の報告をすべき期間」に改める。

第12条の見出しを「(収入及び支出の状況の報告等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

地方自治法第100条第15項の規定による議長への報告は、年度ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該年度の翌年度の初日から起算して30日以内に行うものとする。

(1) 書面をもって報告をする場合 議長が定めるところにより、当該年度に係る政務活動費の収入額、支出額、残額その他議長が定める事項(次号において「当該年度に係る報告事項」という。)を記載した収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)並びに当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る証拠書類の写しを提出する方法

(2) 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この条において同じ。)をもって報告をする場合 議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)とその報告の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により、当該年度に係る報告事項を収支報告書の様式に準ずる様式により記録した電磁的記録及び当該電磁的記録に記録された政務活動費による支出に係る証拠書類に記載されている事項を記録した電磁的記録を提出する方法

第12条第2項中「かかわらず」の次に、「年度中途において」を加え、「相続人。」を「相続人」に、「収支報告書等」を「政務活動費に係る収入及び支出の状況等」とし、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該会派に、「提出する」を「報告する」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に、「提出」を「報告」に改め、同条第4項中「提出された収支報告書等の写し」を「報告の際提出された収支報告書その他のものの写し又は複製」に、「送付する」を「送付し、又は送信する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項又は前項の規定による報告が電磁的記録をもってされたときは、当該報告は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達し

たものとみなす。

第13条第1項中「ひとつの」を「一の」に改め、同条第3項中「により収支報告書等を提出した」を「による報告をした」に、「ある場合」を「あるとき」に、「収支報告書等を提出した者」を「報告をした者」に、「収支報告書の提出期間」を「報告をすべき期間」に改める。

第14条第1項中「により提出された収支報告書等」を「による報告の際提出された収支報告書その他のもの」に、「提出すべき」を「当該報告をすべき」に改め、同条第2項中「収支報告書等」を「収支報告書その他のもの」に改める。

第15条中「により収支報告書等が提出された」を「による報告がされた」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。